

# ○大東市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

平成18年3月31日

要綱第19号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童」という。）に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(給付対象者及び対象用具)

第2条 給付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童（小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者に限る。）でそれぞれ別表第1の対象者の欄に掲げる者であって、その給付の対象となる用具は、同表の種目の欄に掲げる用具でそれぞれ同表の仕様の欄に掲げる性能等を備えたものとする。

(給付の申込み)

第3条 対象者又は対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けようとするときは、市長に対し、日常生活用具給付申込書（別記様式）に小児慢性特定疾病医療受給者証の写し及び医師の診断書を添えて提出することにより申込みをしなければならない。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の申込みがあったときは、用具の給付の必要性を審査の上、給付の決定をしたときは、その旨を書面により通知するとともに、別表第1の種目の欄に掲げる区分に応じ、同表の給付限度額の欄に掲げる額の範囲内において、用具の給付に係る給付券を交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 市長は、前条の規定により用具の給付を行う場合は、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービス等の可能性を十分勘案の上、決定するものとする。

(費用の負担)

第6条 用具の給付を受けた対象者の扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）は、その負担能力に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により扶養義務者が負担する額は、別表第2に定める額とする。

3 扶養義務者が用具の給付を委託された業者から当該用具を受け取る場合は、第4条の規定により交付された給付券を添えて、前2項の規定により負担することとされた額を直接業者に支払わなければならない。

4 市長は、扶養義務者が前項の規定に反して業者に支払うべき額を支払わなかったため、その支払わなかった額を市において支弁したときは、その扶養義務者から当該額を徴収するものとする。

(費用の請求等)

第7条 用具を給付した業者が給付した用具に係る費用を請求しようとするときは、所定の請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに費用を支払うものとし、その額は、用具の給付に要する経費の額から扶養義務者が業者に支払った額を控除した額とする。

(用具の管理)

第8条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、用具の給付を受けた者が前項の規定に違反したときは、その者に対して当該用具の給付に要した費用の返還を命ずることができる。

(給付台帳の整理)

第9条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、用具の給付の状況に係る台帳を整備しておくものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、用具の給付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年要綱第16号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成 20 年要綱第 74 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年要綱第 37 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年要綱第 70 号）

この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年要綱第 25 号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年要綱第 85 号）

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年要綱第 34 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年要綱第 6 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年要綱第 104 号）

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第 1（第 2 条関係）

対象者	種目	仕様		給付限度額
		性能等	耐用年数	
寝たきりの状態にある者	特殊マット	じょくそう又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5 年	21,560 円

	特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を 附帯し、原則として使用者の頭 部及び脚部の傾斜角度を個別に 調整できる機能を有するもの	8年	169,400円
	体位変換器	介助者が小児慢性特定疾病児童 の体位を変換させるのに容易に 使用し得るもの	5年	16,500円
上肢機能に障 害のある者	特殊便器	足踏ペダルにて温水及び温風を 出し得るもの。ただし、取替え に当たり住宅改修を伴うものを 除く。	8年	166,320円
下肢が不自由 な者	車椅子	小児慢性特定疾病児童の身体機 能を十分踏まえたものであつ て、必要な強度と安定性を有す るもの	6年	77,440円
	歩行支援用具	おおむね次の性能を有する手す り、スロープ、歩行器等  (1) 小児慢性特定疾病児童 の身体機能の状態を十分踏ま えたものであつて、必要な強 度と安定性を有するもの  (2) 転倒予防、立ち上がり 動作の補助、移乗動作の補助、 段差解消等の用具となるもの	8年	66,000円
入浴に介助を 要する者	入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴 槽への入水等を補助することが でき、小児慢性特定疾病児童又 は介助者が容易に使用し得るも の	8年	99,000円

常時介助を要する者	便器	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8年	4,900円
自力で排尿することができない者	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	73,700円
発作等により頻繁に転倒する者	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	13,380円
呼吸器機能に障害のある者	電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	62,040円
体温調節が著しく難しい者	クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの	1年	22,000円
紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がん又は神経障害を起こすことがある者	紫外線カットクリーム	紫外線を遮断できるもの	—	41,580円 (年額)
呼吸機能に障害のある者	ネブライザー	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	39,600円
人工呼吸器の装置が必要な者	パルスオキシメーター	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	5年	173,250円
人工肛門を造設した者	ストーマ装具（蓄便袋）	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	—	113,520円 (年額)
人工膀胱を造	ストーマ装具	小児慢性特定疾病児童又は介助	—	149,160円

設した者	(蓄尿袋)	者が容易に使用し得るもの	(年額)
人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	人工鼻	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの	128,700円 (年額)

別表第2 (第6条関係)

階層区分	階層細区分		負担額 (月額)
A	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯		0円
B	市町村民税が非課税の世帯 (Aの階層に属する世帯を除く。)		1,100円
C	市町村民税の均等割のみが課されている世帯		2,250円
D1	市町村民税が課税されている世帯であって、当該市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯 (Cの階層に属する世帯を除く。)	3,000円以下	2,900円
D2		3,001円以上5,800円以下	3,450円
D3		5,801円以上8,700円以下	3,800円
D4		8,701円以上13,000円以下	4,250円
D5		13,001円以上17,400円以下	4,700円
D6		17,401円以上22,400円以下	5,500円
D7		22,401円以上28,200円以下	6,250円
D8		28,201円以上58,400円以下	8,100円
D9		58,401円以上75,000円以下	9,350円
D10		75,001円以上96,600円以下	11,550円
D11		96,601円以上121,800円以下	13,750円
D12		121,801円以上175,500円以下	17,850円
D13		175,501円以上221,100円以下	22,000円
D14		221,101円以上380,800円以下	26,150円
D15		380,801円以上549,000円以下	40,350円

D16	549,001円以上579,000円以下	42,500円
D17	579,001円以上700,900円以下	51,450円
D18	700,901円以上849,000円以下	61,250円
D19	849,001円以上1,041,000円以下	71,900円
D20	1,041,001円以上	用具の給付に係る費用の全額

備考

- 1 同一の世帯から2人以上の対象者が用具の給付を受ける場合は、その月の負担額の最も高額な対象者以外の対象者に係る負担額については、この表の規定にかかわらず、当該負担額に0.1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）（D20の階層においてその額が8,560円に満たない場合は、8,560円）とする。
- 2 階層区分の認定は、用具の給付を受ける対象者を現に扶養している扶養義務者全てについて用具の給付の申込みのあった日の直前の7月1日における市町村民税の課税状況等を基に行う。
- 3 市町村民税が非課税の世帯とは、対象者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者、同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの）」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び第323条の規定により市町村民税を免除された者を含む。）である世帯をいう。
- 4 市町村民税の額は、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業における寡婦控除等のみなし適用に係る取扱いについて（平成30年8月30日付け健発083

0 第7号厚生労働省健康局長通知) を適用して計算する。

- 5 所得割の額を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項及び附則第5条の4の2第5項の規定は、適用しない。

別記様式（第3条関係）

日常生活用具給付申込書

年 月 日

（宛先）大東市長

（申込者）住所  
氏名

大東市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱第3条の規定により、日常生活用具の給付を申し込みます。

また、日常生活用具の申込みに当たり、私及び扶養義務者の個人市民税課税台帳等関連公募等を調査されることに同意します。なお、以上の内容について、扶養義務者全員の同意を得ています。

対象者	氏名		男・女	生年月日	年 月 日	
	住所				電話	
	疾患名					
	症状					
扶養者の氏名及び対象者との続柄①						
扶養者の氏名及び対象者との続柄②						
扶養者の氏名及び対象者との続柄③						
扶養者の氏名及び対象者との続柄④						
扶養者の氏名及び対象者との続柄⑤						
給付を受けたい用具の名称						
給付を希望する理由						
現在の介護の状況						
給付上特に希望する事項						
備考						

添付書類 (1) 小児慢性特定疾病医療受給者証（写し）  
(2) 医師の診断書（原本）

別記様式（第3条関係）